

## **令和7年度給水装置工事主任技術者試験に係る 処分について(厳重注意等)**

公益財団法人給水工事技術振興財団は、水道法に基づく指定試験機関として、実務従事に関し、不適切な証明により受験した者に対し、次のとおり書面による厳重注意の処分を行いました。

### **1. 内容**

給水装置工事実務従事証明書の虚偽記載（権限を有しない者による虚偽記載）により受験した者及び証明した事業主に対し、令和8年1月21日付で、書面による厳重注意の処分を行った。

### **2. 処分理由**

給水装置工事主任技術者試験の受験にあたり、実務の経験の証明を行う権限を有しない者による虚偽記載により作成した不適切な給水装置工事実務従事証明により受験したことによる。